

雲仙岳の噴火警戒レベル

- 火山災害から身を守るために -

噴火予報及び警報で発表する噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「平常」）。
対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



雲仙岳 南東側上空から撮影 九州地方整備局の協力による

雲仙岳 噴火警戒レベルに対応した規制範囲

噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5(避難):
危険な居住地域からの避難

レベル4(避難準備):
警戒が必要な居住地域での避難準備。要援護者は避難等。

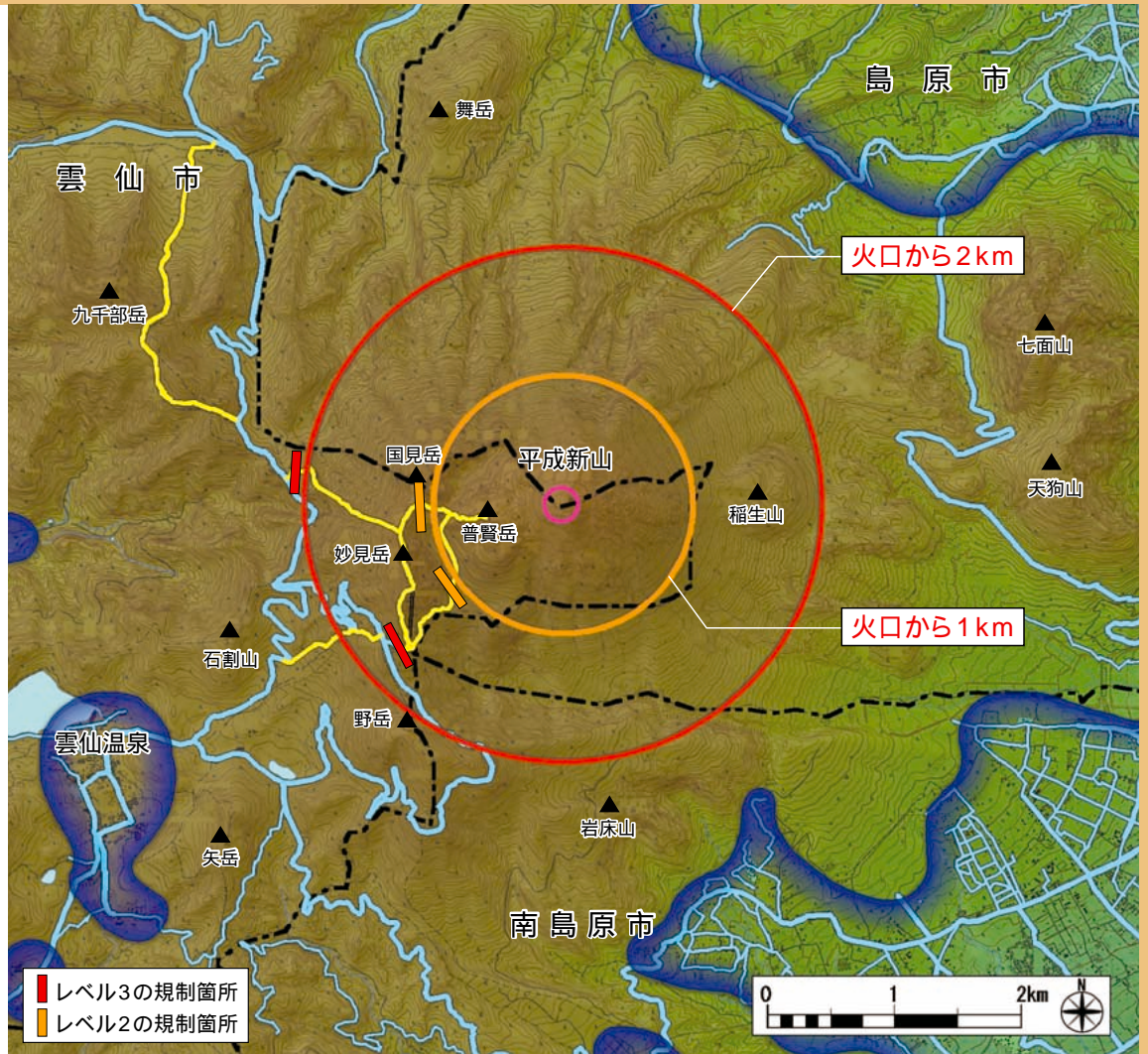
レベル3(入山規制):
火口から概ね2~2.5 km以内立入禁止。
○の範囲内

レベル2(火口周辺規制):
火口から概ね1 km以内の立入禁止。
○の範囲内

レベル1(平常):
警戒区域への立入り規制等。

- : 一般道
- : 登山道
- : 平成新山
- : 居住区域

この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地図画像、数値地図50mメッシュ(標高)およびカシミール3Dを使用して作成しています。



■ レベル3の規制箇所
■ レベル2の規制箇所

この図は気象庁作成の、雲仙岳の居住地域等の分布とレベルに応じた規制範囲図をもとに長崎県、雲仙市、南島原市、島原市と調整して作成しています。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長崎県、雲仙市、南島原市、島原市にお問い合わせください。

* 場合によっては火口の位置が変わることがあります。



問い合わせ先

福岡管区気象台 火山監視・情報センター
TEL : 092-725-3606 <http://www.fukuoka-jma.go.jp/>
長崎海洋気象台 観測予報課 TEL : 095-811-4869
<http://www.nagasaki-jma.go.jp/>



雲仙岳の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 1991年噴火の事例 6月8日、9月15日：火砕流が約5.5kmまで到達 6月3日：火砕流が約4.3kmまで到達 5月26日：火砕流が約2.5km（居住地域の近く）まで到達
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	火砕流が発生し、さらに溶岩ドームが成長した場合には居住地域まで到達すると予想される。 1991年噴火の事例 5月24日以降の多数の火砕流 噴火活動の高まり等により、噴石が居住地域に飛散するような噴火の発生が予想される 1991年噴火の事例 6月11日：爆発的噴火、山麓に噴石飛散 溶岩流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される 1792年2月噴火の事例 溶岩流が火口から約3kmまで到達（新焼溶岩）
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	火口から概ね2km以内に噴石や火砕流、溶岩流が到達、あるいは予想される 1991年噴火の事例 5月20日以降：溶岩ドームが成長し、崩落による火砕流の可能性 2月12日：マグマ水蒸気爆発の開始 1663年12月噴火の事例 溶岩流が火口から約1kmまで到達（古焼溶岩）
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散 1990年噴火の事例 11月17日：最初の小噴火 小噴火の発生が予想される 1990年の事例 8月30日：火山性微動増加 7月11日：火山性地震増加 7月4日：火山性微動発生
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでいう火砕流は、溶岩ドームの崩落に伴って発生する様式を想定している。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。